

○黒部市空家・空地情報バンク設置要綱

平成 27 年 3 月 30 日

黒部市告示第 23 号

改正 平成 30 年 3 月 30 日告示第 33 号

改正 平成 31 年 3 月 28 日告示第 29 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、黒部市内における空家等及び空地の有効利用及び定住促進による地域活性化を図るため、空家・空地情報バンクの設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家等 建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの(居住その他の使用をしなくなる予定のものを含む。)及びその敷地(立木その他の土地に定着する物を含む。)で、賃貸又は分譲を目的とする共同住宅等以外のものをいう。
- (2) 空き地 個人又は法人が現に活用していない(近く活用しなくなる予定のものを含む。)土地で、黒部市立地適正化計画に規定する居住誘導区域(以下「居住誘導区域」という。)に存する宅地をいう。
- (3) 所有者等 空家等を所有し、又は管理する者をいう。
- (4) 空家・空地情報バンク この要綱の定めるところにより、空家等及び空地の売買又は賃貸借を希望する所有者等から申込みを受けた情報を登録し、市内への定住等を目的として空家等及び空地の利用を希望する者(以下「利用希望者」という。)に対して市が情報を提供する制度をいう。
- (5) 仲介業者 市が空家・空地情報バンクの運営について協定を締結する団体の会員である業者をいう。

第 3 条 この要綱は、空家・空地情報バンク以外による空家等及び空地の取引を妨げるものではない。

(空家等及び空地の登録申込み等)

第 4 条 空家・空地情報バンクにより空家等及び空地の登録を受けようとする所有者等は、黒部市空家・空地情報バンク登録申込書(様式第 1 号)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容を確認の上、登録に必要な調査を実施するものとする。
- 3 市長は、前項に規定する調査を実施する場合において、仲介業者に対し登録に必要な調査を依頼し、その結果の報告を求めることができるものとする。
- 4 市長は、第2項に定める調査が終了したときは、その結果を黒部市空家・空地情報バンク登録完了(不可)通知書(様式第2号)により当該所有者等に通知するものとする。
- 5 市長は、前項の規定による登録をしていない空家等及び空地について、空家・空地情報バンクへの登録が適当と認める場合は、当該空家等及び空地の所有者等に対して空家・空地情報バンクへの登録を勧めることができる。

(空家等及び空地に係る登録事項の変更)

第5条 前条第4項の規定による登録完了の通知を受けた者(以下「登録者」という。)は、登録事項に変更があったときは、黒部市空家・空地情報バンク登録変更届(様式第3号)により速やかにその変更内容を市長に届け出なければならない。

(空家・空地情報バンクの登録の抹消)

第6条 市長は、登録した空家等及び空地に係る所有権その他の権利に異動があったとき、空家等及び空地が登録された日から2年を経過したとき又は黒部市空家・空地情報バンク抹消届(様式第4号)の提出があったときは、当該空家・空地情報バンク登録台帳の登録を抹消し、黒部市空家・空地情報バンク登録抹消通知書(様式第5号)により当該登録者に通知するものとする。ただし、登録から2年間を経過した空家等及び空地については、改めて登録の申込みを行うことにより、登録をすることができるものとする。

(情報提供)

第7条 市長は、空家・空地情報バンクに登録された必要な情報を黒部市のホームページ等に掲載し、利用希望者に提供するものとする。

(空家・空地情報バンク利用の要件)

第8条 空家・空地情報バンクにより、空家等及び空地を利用しようとする利用希望者は、その利用において、次のいずれかの要件を満たしていなければならない。

- (1) 空家等及び空地を利用し、定住又は定期的に滞在する予定がある者。ただし、居住誘導区域内にあっては、空家等を解体し、建替えた住宅に定住する予定がある者も含む。
- (2) 前号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

(空家・空地情報バンク利用の申込み及び通知)

第9条 空家・空地情報バンクを利用しようとする利用希望者は、黒部市空家・空地情報バンク利用申込書(様式第6号)に誓約書(様式第7号)を添えて、市長に申し込むものとする。

2 市長は、前項の規定による申込みがあったときは、速やかに仲介業者又は登録者へ通知するものとする。

3 前項の通知を受けた仲介業者又は登録者は利用希望者と交渉するか否かを決定し、当該利用希望者に対しその旨を通知するとともに、市長にその交渉の結果を報告するものとする。

(登録者と利用希望者の交渉等)

第10条 市長は、登録者と利用希望者との空家等及び空地に関する交渉及び売買、賃貸借等の契約については、直接これに関与しないものとする。

(個人情報の取扱い)

第11条 空家・空地情報バンクにおける個人情報の取扱いについては、黒部市個人情報保護条例(黒部市条例第4号)に定めるところによる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(平成30年3月30日告示第33号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月28日告示第29号)

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

黒部市空家・空地情報バンク登録申込書

黒部市長 あて

申請者（〒 - ）

住所

氏名

電話

黒部市空家・空地情報バンク設置要綱第4条第1項の規定により、下記のとおり黒部市空家・空地情報バンクへの物件の登録を申し込みます。

登録番号 (黒部市記入)	第 号	
所有者又は管理者		
所有者の住所	〒 -	
希望する連絡方法	<input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> メール <input type="checkbox"/> その他 (            )	(左記に希望した連絡先を記入)

区分	空家等                      ・                      空地		
分類	賃貸                                      ・                      売買		
所在地	黒部市		
区域	居住誘導区域                      ・                      区域外		
構造	造	築年数	築年
延床面積	m <sup>2</sup>	台所設備	有 ・ 無
敷地面積	m <sup>2</sup>	浴室	有 ・ 無
駐車場	有 ( 台分) ・ 無	トイレ	水洗 ・ 非水洗
車庫	有 ( 台分) ・ 無	上水道	水道 ・ 井戸
空家になった時期	年	下水道	接続 ・ 未接続
希望価格	円	ガス	接続 ・ 未接続
備考			

登録に必要な調査及び契約交渉に関する仲介を黒部市と空家・空地情報バンクの運営について協定を締結する団体へ依頼すること並びに当該団体への情報提供を許諾します。

備考 登録する個人情報は、本事業の目的以外には使用しません。

(現在の仲介依頼の状況 有 ⇒ 依頼先 )

様

黒部市空家・空地情報バンクへの登録の完了について（通知）

黒部市長

年 月 日付けで申込のあったこのことについては、黒部市空家・空地情報バンク設置要綱第4条第4項の規定により、下記のとおり黒部市空家・空地情報バンクへ登録したことを通知します。

区 分 空家等 ・ 空地

登 録 番 号 第 号

空家等又は空地の住所

所有者又は管理者の氏名

登 録 日 年 月 日

有 効 期 限 年 月 日

区 域  居住誘導区域  区域外

以下のとおり登録を不可としました。

不可の理由

備考

- 1 登録内容に変更等が生じた場合は、速やかに手続を行ってください。
- 2 黒部市空家・空地情報バンク登録申込書（写）を添付します。
- 3 物件に関する情報の一部は、黒部市ホームページ等に掲載します。
- 4 登録された個人情報は、本事業の目的以外には使用しません。

様式第3号（第5条関係）

年 月 日

黒部市空家・空地情報バンク登録変更届

黒部市長 あて

申請者 住 所  
氏 名  
電 話

黒部市空家・空地情報バンク設置要綱第5条の規定により、下記のとおり空家・空地情報バンクの登録の変更を届け出ます。

登録番号 第 号

変更内容

※ 黒部市空家・空地情報バンク登録申込書（写し）に変更箇所を記載し、添付してください。

様式第4号（第6条関係）

年 月 日

黒部市空家・空地情報バンク登録抹消届

黒部市長 あて

申請者 住 所  
氏 名  
電 話

黒部市空家・空地情報バンクの登録を抹消したいので、届け出ます。

登録番号 第 号

取消理由

様式第5号（第6条関係）

第 号  
年 月 日

様

黒部市空家・空地情報バンクへの登録の抹消について（通知）

黒部市長

黒部市空家・空地情報バンク設置要綱第6条の規定により、黒部市空家・空地情報バンクへの登録を抹消したので通知します。

登録番号 第 号

取消理由

黒部市空家・空地情報バンク利用申込書

黒部市長 あて

申請者 住 所  
氏 名  
電 話

黒部市空家・空地情報バンクの情報を利用したいので、黒部市空家・空地情報バンク設置要綱第9条の規定により申し込みます。

区 分 空家等 ・ 空地

希望する物件 登録番号 第 号

利用者の住所

利用者の氏名

利用者の年齢 歳

希望する連絡方法 電話・FAX・メール・その他（ ） ※該当に丸印  
連 絡 先

空家・空地情報バンクの利用申込みに係る私の個人情報について、黒部市空家・空地情報バンク物件登録者及び黒部市と黒部市空家・空地情報バンクの運営について協定を締結する団体へ提供することに同意します。

様式第7号（第9条関係）

誓 約 書

黒部市長 あて

私は、黒部市空家・空地情報バンクの利用希望者登録にあたり、黒部市空家・空地バンク設置要綱（以下「要綱」という。）に定める制度の趣旨を理解した上で、申込みを行います。

また、申込書記載事項に偽りはなく、今後、空家又は空地を利用することとなったときは、黒部市の自然環境、生活文化等への理解を深め、居住者としての自覚を持ち、よりよき地域住民となることをここに誓約します。

なお、「黒部市空家・空地情報バンク」への申請を通じて得られた情報については、私自身が利用目的に従って利用し、決して他の目的で使うことはありません。

年 月 日

住 所

氏 名